



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 天馬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤咲 雄司
(コード番号 7958 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部調査役 西原 博幸
(TEL. 03-3598-5511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、平成 27 年 3 月 31 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的に「監査等委員会設置会社」に移行します。

これに伴い、監査等委員会設置会への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

(2) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できる旨の規定を新設するものです。

(3) 会社法の改正により、会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものであります。

(4) 今後の業容の拡大や一層のガバナンス強化に対応するべく、経営上の機動性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定員を 7 名から 9 名以内に変更するものであります。

(5) その他、上記変更に伴い、条数等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 〽 <条文省略></p> <p>第3条 (所在地)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (公告方法) 〽 <条文省略></p> <p>第14条 (招集者および議長) <新 設></p> <p>第15条 (決議の方法) 〽 <条文省略></p> <p>第16条 (議決権の代理行使) 第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (定 員) 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 〽 <現行どおり></p> <p>第3条 (所在地)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (公告方法) 〽 <現行どおり></p> <p>第14条 (招集者および議長)</p> <p>第15条 (<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条 (決議の方法) 〽 <現行どおり></p> <p>第17条 (議決権の代理行使) 第四章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (定 員) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>9</u>名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（選 任）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p> <p>第19条（任 期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第20条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。取締役社長に差し支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</p>	<p>第19条（選 任）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <現行どおり></p> <p>第20条（任 期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（取締役会の招集）</p> <p><現行どおり></p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3. <条文省略></p> <p>第22条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><新 設></p> <p>第23条（取締役会規程） <条文省略></p> <p><u>第五章 監査役および監査役会</u></p> <p>第24条（定 員） 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3. <現行どおり></p> <p>第23条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第24条（<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任</u>） 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会規程） <現行どおり></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第25条（選 任）</u></p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>第26条（任 期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>第27条（監査役会の招集）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>第28条（常勤監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>第29条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p><u>第五章 監査等委員会</u></p> <p><u>第26条（監査等委員会の招集）</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>第27条（常勤監査等委員）</u></p> <p><u>監査等委員会の決議により常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>第六章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>第30条（責任限定契約）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役および社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第七章 計 算</p> <p>第31条（事業年度）</p> <p style="text-align: center;">） ＜条文省略＞</p> <p>第35条（除斥期間）</p>	<p>第28条（監査等委員会規程）</p> <p style="text-align: center;"><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 取締役の責任免除</p> <p>第29条（責任限定契約）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第七章 計 算</p> <p>第30条（事業年度）</p> <p style="text-align: center;">） ＜現行どおり＞</p> <p>第34条（除斥期間）</p>

以上